

令和5年度税制改正大綱（グローバル・ミニマム課税制度1－①）

第一 令和5年度税制改正の基本的考え方等

2. 経済のグローバル化・デジタル化・グリーン化への対応

（1）新たな国際課税ルールへの対応

「令和5年度税制改正においては、制度の詳細に係る国際的な議論の進展や、諸外国における実施に向けた動向等を踏まえ、所得合算ルール（IIR：Income Inclusion Rule）に係る法制化を行う。その際、対象企業の事務手続きの簡素化に資する措置を導入する。適用開始時期については、諸外国の動向を踏まえることが重要であり、対象企業の準備に要する期間を確保する観点も踏まえ、令和6年4月以後に開始する対象会計年度とする。軽課税所得ルール（UTPR：Undertaxed Profits Rule）と国内ミニマム課税（QDMTT：Qualified Domestic Minimum Top-up Tax）を含め、OECDにおいて来年以降に実施細目が議論される見込みであるものについては、国際的な議論を踏まえ、令和6年度税制改正以降の法制化を検討する。」

令和5年度税制改正大綱（グローバル・ミニマム課税制度1－②）

「『第2の柱』の導入における国・地方の対応については、次のとおりとする。

- ① IIR・UTPRは、外国に所在する法人等が稼得する所得を基に課税する仕組みであり、課税対象と地方公共団体の行政サービスとの応益性が観念できないため、地方税である法人住民税・法人事業税（特別法人事業税を含む。以下同じ。）の課税は行わないこととし、現行の税率を基に法人税による税額と地方法人税による税額が907：93の比率となるよう制度を措置する。
- ② QDMTTは、内国法人等が稼得する所得を基に課税する仕組みであり、応益性が観念できること等を踏まえ、国・地方の法人課税の税率（法人実効税率29.74%の内訳）の比率を前提とした仕組みとする。簡素な制度とする観点から、QDMTTにおける法人住民税・法人事業税相当分については、地方法人税に含めて国で一括して課税・徴収することとし、地方交付税により地方に配分する。これらを踏まえ、法人税による税額と地方法人税による税額が753：247の比率となるよう制度を措置する。」

令和5年度税制改正大綱（CFC税制1－①）

第一 令和5年度税制改正の基本的考え方等

2. 経済のグローバル化・デジタル化・グリーン化への対応

（1）新たな国際課税ルールへの対応

「外国子会社合算税制については、国際的なルールにおいても「第2の柱」と併存するものとされており、「第2の柱」の導入以降も、外国子会社を通じた租税回避を抑制するための措置としてその重要性は変わらない。他方、「第2の柱」の導入により対象企業に追加的な事務負担が生じること等を踏まえ、外国子会社合算税制について可能な範囲で見直しを行うとともに、令和6年度税制改正以降に見込まれる更なる「第2の柱」の法制化を踏まえて、必要な見直しを検討する。」

令和5年度税制改正大綱（CFC税制1－②）

第二 令和5年度税制改正の具体的内容

五 国際課税

2 外国子会社合算税制等の見直し

「内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例（いわゆる「外国子会社合算税制」）等について、次の見直しを行う。

- (1) 特定外国関係会社の各事業年度の租税負担割合が27%以上（現行：30%以上）である場合には、会社単位の合算課税の適用を免除する。
- (2) 申告書に添付することとされている外国関係会社に関する書類の範囲から次に掲げる部分対象外国関係会社に関する書類を除外するとともに、その書類を保存するものとする。
 - ① 部分適用対象金額がない部分対象外国関係会社
 - ② 部分適用対象金額が2,000万円以下であること等の要件を満たすことにより本制度が適用されない部分対象外国関係会社
- (3) 申告書に添付することとされている外国関係会社に関する書類（外国関係会社の株式等を直接又は間接に有する者（株主等）に関する事項を記載するものに限る。）の記載事項について、その書類に代えてその外国関係会社と株主等との関係を系統的に示した図にその記載事項の全部又は一部を記載することができることとする。
- (4) 上記の見直しのほか、内国法人に係る外国子会社合算税制について所要の措置を講ずる。
- (5) 居住者に係る外国子会社合算税制、特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例等の関連制度につき、上記の見直しを踏まえた所要の措置を講ずる。

（注）上記の改正は、内国法人の令和6年4月1日以後に開始する事業年度について適用する。」

令和5年度税制改正大綱（グローバル・ミニマム課税制度2－①）

第二 令和5年度税制改正の具体的内容

五 国際課税

1 グローバル・ミニマム課税への対応

「(1) 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税（国税）（仮称）の創設

① 納税義務者

内国法人は、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税（仮称）を納める義務がある。ただし、公共法人については、その義務がない。

② 課税の範囲

特定多国籍企業グループ等に属する内国法人に対して、各対象会計年度の国際最低課税額について、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税（仮称）を課する。

③ 税額の計算

各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税（仮称）の額は、各対象会計年度の国際最低課税額（課税標準）に100分の90.7の税率を乗じて計算した金額とする。

④ 申告及び納付等

イ 特定多国籍企業グループ等に属する内国法人の各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税（仮称）の申告及び納付は、各対象会計年度終了の日の翌日から1年3月（一定の場合には、1年6月）以内に行うものとする。ただし、当該対象会計年度の国際最低課税額（課税標準）がない場合は、当該申告を要しない。

ロ 電子申告の特例等については、各事業年度の所得に対する法人税と同様とし、その他所要の措置を講ずる。」

令和5年度税制改正大綱（グローバル・ミニマム課税制度2－②）

「(3) 情報申告制度の創設

- ① 特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人は、特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の名称、当該構成会社等の所在地国ごとの国別実効税率、当該特定多国籍企業グループ等のグループ国際最低課税額その他必要な事項等（特定多国籍企業グループ等報告事項等）を、各対象会計年度終了の日の翌日から1年3月（一定の場合には、1年6月）以内に、電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により、納税地の所轄税務署長に提供しなければならない。
- ② 特定多国籍企業グループ等報告事項等の不提供及び虚偽報告に対する罰則を設ける。」

第2の柱(グローバル・ミニマム課税)

- 年間総収入金額が7.5億ユーロ(約1,100億円)以上の多国籍企業が対象。一定の適用除外を除く所得について各国ごとに最低税率15%以上の課税を確保する仕組み。

令和5年度改正を予定

《日本(通常の税率)》

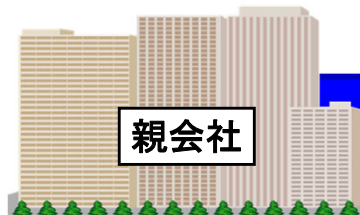
《X国》

所得合算ルール(IIR)

子会社等の税負担が
最低税率(15%)に至るまで課税

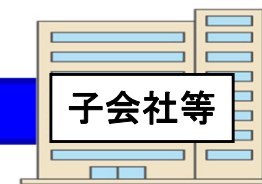


日本
税務当局



親会社

同一グループ関連企業



子会社等

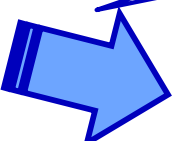
(15%未満
の軽課税
の場合)

軽課税所得ルール(UTPR)

親会社等の税負担が
最低税率(15%)に至るまで課税

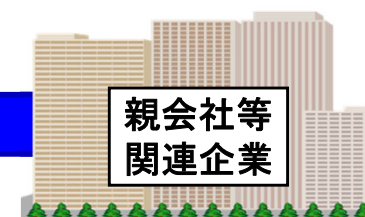


日本
税務当局



子会社等

同一グループ関連企業



親会社等
関連企業

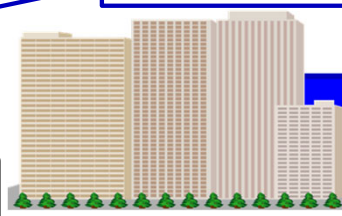
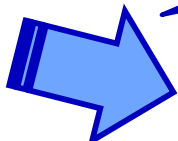
(15%未満
の軽課税
の場合)

国内ミニマム課税(QDMTT)

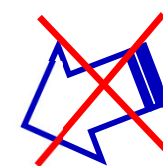
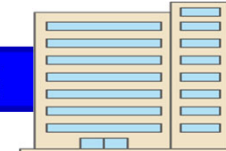
自国に所在する事業体の税負担が
最低税率(15%)に至るまで課税



日本
税務当局



同一グループ関連企業



X国
税務当局

(15%未満
の軽課税
の場合)

※日本でQDMTTが課税された場合、
IIR・UTPRの課税は行われぬ。

外国子会社合算税制(CFC税制)の見直し(令和5年度改正)(案)

○ グローバル・ミニマム課税(「第2の柱」)の導入により追加的な事務負担が生じること等を踏まえ、外国子会社合算税制(CFC税制)について、①特定外国関係会社(ペーパーカンパニー等)の適用免除要件である租税負担割合の閾値引下げ(30%→27%)、及び②書類添付義務の緩和等の措置を講じる。

(※)外国子会社合算税制は、国際ルール上も、「第2の柱」と並存する仕組みとされており、外国子会社を通じた租税回避を抑止する観点から、引き続きその役割は重要。

